

大規模災害時における避難所としての使用に関する協定書

伊勢志摩リゾートマネジメント株式会社（以下「甲」という。）と志摩市(以下「乙」という。）は、大規模災害時における避難所としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、志摩市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合若しくは南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、甲が管理する施設を避難所として使用し、市民等の安全を確保することを目的とする。

(災害の定義)

第2条 災害とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に規定する武力攻撃災害

(避難者の定義)

第3条 避難者とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害によって被害を受けるおそれのある者
- (2) 災害によって現に被害を受けた者

(避難所の定義)

第4条 避難所とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 前条第1号に掲げる避難者が、災害時に一時的な避難を行う施設
- (2) 前条第2号に掲げる避難者が、災害により住家が全半壊、全半焼等した場合に、一定期間避難生活を送るための施設

2 避難所は、市民のみを収容するものではなく、帰宅困難者(観光客等)も収容するものでなければならない。

(使用施設)

第5条 避難所として使用する施設は、次に掲げる施設(以下「対象施設」という。)とする。

施設名称	NEMU RESORT
所在地	三重県志摩市浜島町迫子2692-3
管理者	伊勢志摩リゾートマネジメント株式会社
構造等	地上5階 鉄筋コンクリート構造 耐震補強改修済
建築年月	1967年11月
収容想定区画	屋内：ボールルーム イースト・ウエスト／ガーデンルーム／ ホテル西側エントランスホール 屋外：ホテル前駐車場
収容人員	580人

※上記にある収容想定区画のうち、次条の規定にある使用要請時において甲が避難所として使用可能と判断した区画が避難所として使用できる施設とする。

- 2 乙は、対象施設を避難所として指定し、及びその旨を地域防災計画、看板の設置等により公表することができる。なお、看板の設置については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(使用要請)

- 第6条 乙は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合若しくは南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、甲に対し、対象施設を避難所として使用することを要請することができる。
- 2 前項に規定する要請は、原則として書面によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、後日書面を提出するものとする。
 - 3 甲は、第1項の規定による要請を受けたときは、事業運営に支障のない範囲において使用させるものとする。

(使用期間)

- 第7条 使用期間は、応急仮設住宅、自宅その他の居住施設が確保されるまでの間を基本とし、甲乙協議の上、3箇月を限度として決定する。ただし、特別な事情が生じた場合は、甲乙協議の上、使用期間を延長又は短縮することができる。

(使用方法)

- 第8条 乙は、甲が第6条第1項の規定による使用を承諾した場合は、直ちに避難所を開設するとともに、市の職員又は市が指定する者(以下「市職員等」という。)を派遣するものとする。
- 2 避難所の運営は、市職員等が行うものとする。なお、収容想定区域外の区域で避難に係る運営・管理が必要な場合は乙が行うものとする。
 - 3 甲は、避難者に対して居室及びトイレを提供するとともに、可能な範囲においてテレビ、ラジオ等により災害情報等の提供を行うものとする。

(協力体制)

- 第9条 甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を確認し、随時更新する。
- 2 甲は、この協定の効果的な運用を図るため、事業運営に支障のない範囲において訓練等の実施に協力するものとする。

(使用料及び損害賠償)

- 第10条 第6条第1項の規定に基づき、避難所として対象施設を使用した場合の使用料等の金額は、災害救助法で定められた災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の特別基準に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 2 対象施設の使用に関し、甲に損害が生じた場合において、その損害が乙の責めに帰する事由による場合は乙が負担するものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

- 第11条 甲は、対象施設に避難者が避難した際に発生した事故等に対する責任について、甲に重大な過失がない限り一切負わないものとする。

(避難所の閉鎖)

- 第12条 乙は、避難所を閉鎖する場合は、甲に書面で通知するとともに、対象施設を原状に復し、甲の確認を受けた後、甲に引き渡すものとする。

(変更及び廃止)

第 13 条 甲は、施設の名称若しくは位置を変更し、又は閉店その他の事由で当協定の履行ができなくなった場合は、速やかにその旨を乙に通知しなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づき、対象施設の変更又は廃止の通知を受けたときは、対象施設の使用が想定される市民等へその旨を周知するとともに、第 5 条第 2 項の規定による公表を行っている場合においては、当該公表内容を変更しなければならない。

(有効期間)

第 14 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了の 1 箇月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 7 月 7 日

甲 三重県志摩市浜島町迫子 2692-3
伊勢志摩リゾートマネジメント株式会社

代表取締役社長 相良 孝介

乙 三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22
志 摩 市

志 摩 市 長 橋爪 政吉